

写

受理番号	陳情第9号
受理年月日	令和8年8月10日

陳 情 書

「園試跡地の地籍を総括し、確固たる資料の保存して下さい」の陳情

令和8年8月10日

二宮町議会議員

前田憲一郎 殿

陳情者住所 二宮町二宮 1169-3

高田 俊弘



陳情の要旨

園試移転計画が噂され、二宮町議会と平成3年(1991)12月10日
跡地対策特別委員会(会長 脇環氏)と設立され、以来、県、町の交渉、知事と
町長の覚書(平成20年4月失効、但し公園の合意事項は、顕在)、議会での多くの審議
一方、現地での境界立会、確定測量を経て、果樹公園を令和7年(2025)3月22日
町有地に登記で完結した。

この間、それぞれの土地取得(ラジアンの丘公園、果樹公園等)の地籍、面積
の登記、払下げ価格等の経緯を確認し保存しないと、現在でも苦労する。たろ
うが、将来闇のなかとなって、特に主要境界杭の座標地に永久杭を
設置して頂きたい。なお、今9月議会で審議される、国有地畔の結着においては
上記作業の先送りになって、うので、ひとまず令和8年9月1日現在として、資料を
まとめて欲しい、行政は、つい後程、後程と云うたところが許すには、いけない。

なお、国有地畔払下げは、財政局と交渉次第、払下げ権利者が自治体の場合
価格が無償に近いのでは、最近場所によっては、無償で受け取ってくれる(数年前の
一色農地災害)、地区内は、としかく隣接地畔は、町が払下げうけた権利が
ない Area が多そう。

従って9月議会の庁舎内運予算はペンディング、12月議会に計上頂く努力に欲しい。

陳情項目

1. 主要境界に永久杭を設置して欲しい
2. 令和8年9月1日以降の国有地取得後、確固たる地籍を明確に保存して欲しい
3. 2の確定をまって次期定例会に予算化して下さい。